

公益社団法人日本金属学会 功績賞規程

(規程の目的)

第1条 本会の表彰・奨励事業のうち、功績賞に係る事業の運用を公正かつ適切に行なうため、理事会の決議により、この規程を定める。

(賞の名称)

第2条 この賞の名称は、日本金属学会功績賞とする。

2 賞の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第3条 この賞の事業は、金属及びその関連分野の学術又は工業技術の進歩発達に寄与する有益な論文を発表したもの又は有益な特許を取得したもので、しかも将来を約束されるような新進気鋭の研究者・技術者に授賞することを目的とする。

(費用と収益)

第4条 この賞の費用は、本会の表彰・奨励事業収益で賄う。

2 前項で費用を賄えない場合は、本会の公益目的事業共通収益で賄う。

3 前2項で費用を賄えない場合は、本会の法人会計収益で賄う。

4 前3項で賄えない場合は、この賞の事業を縮小する。

(会計)

第5条 この賞の事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。

2 前項の予算及び決算は、本会の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

(事業の運営組織)

第6条 この賞の事業は、理事会の決議により、功績賞選考委員会を設置して、運営する。

2 委員会の委員長は、各種賞検討委員会の委員長が務める。

3 委員会の委員は、理事又は既受賞者から選任する。

4 委員が候補者となった場合は、委員から除くこととし委員の補充はしない。

5 この賞の候補者と利害関係がある者は、委員になることができない。

(委員会の業務の内容)

第7条 この賞に係る業務は次の各号とする。

(1) 募集に係る業務

(2) 選考に係る業務

(3) 授賞に係る業務

(4) 結果の公表に係る業務

(募集)

第8条 この賞の応募要領は、本会の会報及びホームページに掲載する。

2 推薦は、本会の代議員 1 名又は正員 3 名が、候補者の業績の主題及び推薦理由書を付して
本会会長に申し込むものとする。

3 1つの部門について複数の授賞候補者を推薦することは出来ない。

4 内外の学会及び専門家の意見を参考にすることができる。

5 授賞候補者は会員であることを要しない。

6 授賞候補対象部門は学術、技術の 2 部門とする。

7 授賞候補者は技術部門を除いて受賞年度の 5 月末時点で 45 歳以下の者とする。

8 技術部門の授賞候補者は、その勤務先が民間企業であるものとする。

9 推薦書類の具体的な記載内容は、別に定める。

(選考)

第9条 この賞の選考は、第6条に定める委員会である。

2 選考の基準は功績賞規則に定める。

3 選考結果は、委員会が理事会に答申する。

4 理事会で、受賞者を決定する。

(授賞)

第10条 この賞は、本会の春期講演大会時の機会に授賞する。

2 授賞は賞状と賞牌とする。受賞者が非会員の場合には、1年間の会員資格を与える。

3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。

4 適当な候補者がいない場合は、その年度は授賞しない。

5 受賞者は、春期講演大会の折に受賞記念講演を行う。

(結果の公表)

第11条 この賞の授賞の結果は、本会の会報及びホームページに掲載する。

2 掲載事項は、受賞者名、所属、受賞対象および受賞理由とする。賞の規程などにより受賞理由が明白な場合には受賞理由を掲載しないことができる。

3 公表時期は、受賞候補者が授賞を承諾した後とする。

(授賞の取り消し)

第12条 授賞後に授賞対象の業績に、公益社団法人日本金属学会事業に係るミスコンダクト対応規程に定められるミスコンダクトの認定が行われた場合には、理事会は遡って授賞を取り消すことができる。

2 授賞の取り消しを行った場合には、表彰状と副賞の返納を命じることができる。

3 授賞の取り消しを行った場合には、本会機関紙上に告示しなければならぬ。

(事業の終了)

第13条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなつた場合又は事業を継続する意義がなくなつた場合その他これらに準じる事態が生じた場合は、理事会の決議により、この事業を終了することができる。

(委員会の関与)

第14条 この規程に疑義が生じた場合は、各種賞検討委員会で協議する。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第16条 この規程の運用に必要な事項は、各省検討委員会の決議により、規則に定める。

附則

- | | | |
|---------------------|--------------------|--------------|
| 1. 昭和 年 月 日 | 制定、施行 | |
| 2. 平成 21 年 8 月 5 日 | 一部改訂(第 856 回理事会決議) | 本会賞規程に準拠 |
| 3. 平成 22 年 8 月 10 日 | 一部改訂(第 864 回理事会決議) | 委員会の関与を追加 |
| 4. 平成 22 年 12 月 6 日 | 一部改訂(第 866 回理事会決議) | 授賞時の入会義務の削除 |
| 5. 平成 23 年 2 月 1 日 | 一部改訂(第 867 回理事会決議) | 委員会の関与の条文の改訂 |
| 6. 平成 23 年 12 月 9 日 | 一部改訂(第 874 回理事会決議) | 授賞開催の条文の改訂 |
| 7. 平成 24 年 8 月 7 日 | 一部改訂(第 880 回理事会決議) | 候補者の年令条文の改訂 |
| 8. 平成 24 年 12 月 7 日 | 一部改訂(第 882 回理事会決議) | 選考条文の文言の訂正 |
| 9. 平成 25 年 3 月 1 日 | 一部改訂(第 884 回理事会決議) | 法人名称変更他 |
| 10. 令和元年 10 月 9 日 | 一部改訂(第 931 回理事会決議) | 部門の改訂他 |
| 11. 2020 年 2 月 5 日 | 一部改訂(第 933 回理事会決議) | 授賞の取り消し条文追加 |